

## 利 用 上 の 注 意 事 項

- 1 利用対象者は理容店・美容院に行くことができない方で、要介護3・4・5の認定を受けている方又は特別障害者手当受給者の方です。
- 2 サービスを受ける時は、サービス提供事業者一覧表の中から事業者を選んで、直接、事業者に申し込みをしてください。
- 3 ご利用になる日時については、利用者と事業者で調整してください。
- 4 白髪染め・パーマ等の特殊サービスは別途料金が必要です。また、対象者の心身の状態により、サービスの一部を行わないこともあります。
- 5 サービス券は1回の利用につき1枚（3,000円分）のみ使用できます。
- 6 料金が助成額を上回る場合、不足分については現金でお支払いください。
- 7 サービス券を現金に換えることはできません。
- 8 サービス券の再交付はいたしません。
- 9 対象者が死亡又は田原市に住所を有しなくなったときは直ちに市役所高齢福祉課へ返還してください。
- 10 サービス券を他人に譲渡したり又は担保にすることはできません。
- 11 その他不明な点はお問い合わせください。

## 訪問理美容サービス助成券の助成額について

令和6年度の訪問理美容サービスの助成内容は以下のとおりとなります。

|      | 交付月    | 1枚あたり  | 交付枚数 | 年間最大助成額 |
|------|--------|--------|------|---------|
| 助成内容 | 4～6月   | 3,000円 | 5枚   | 15,000円 |
|      | 7～9月   | 3,000円 | 4枚   | 12,000円 |
|      | 10～12月 | 3,000円 | 2枚   | 6,000円  |
|      | 1～3月   | 3,000円 | 1枚   | 3,000円  |

※利用金額は店舗ごとに異なります。以下の利用例を参考にしてください。

### ①訪問理美容の料金（カット代と出張料の合計）が5,000円の場合

- ・助成額を超過した金額はお支払いいただくため、事業者に助成券1枚（3,000円分）を渡し、不足金額の2,000円を現金でお支払いをお願いします。

### ②訪問理美容の料金（カット代と出張料の合計）が3,000円の場合

- ・この場合は不足金額が発生しないため、事業者に助成券1枚（3,000円分）だけをお渡しください。

田原市役所高齢福祉課（23-4654）

田原市役所地域福祉課（23-3697）